

【予算議案】議第 9号 令和2年度中津市下水道事業会計補正予算（第1号）

| ページ        | 目  | 節         | 説明欄の事業名   |
|------------|--|-----------|-----------|
| 10         | 建設改良費  | ポンプ場建設改良費 | 222,000千円 |
| 質 問<br>(1) | ①資本的収入及び支出のポンプ場建設改良費の増額となった理由、<br>②事業の内容<br>③企業債の利息と償還期間は、   |           |           |
| 答 弁        | ①改良費の増額となった理由は、国の3号補正に係る国土強靱化予算を活用し、事業実施年度を前倒すことで、事業の進捗率向上及び早期完成を図るものです。<br>②事業内容としましては角木雨水ポンプ場建設に伴う詳細設計及び調査費です。<br>③企業債の利息と償還期間は、下水道事業債の借入先については地方公共団体金融機構からの借り入れを予定しており、固定金利方式の元利均等償還で償還期間30年（5年据置）での借り入れ予定です。<br>利息は、実際に借り入れる時の金利が適用されますが、現時点の利率は0.5%となっています。 |           |           |
| 質 問<br>(2) | ①角木雨水ポンプ場の処理能力と排水区域・面積は、   |           |           |
| 答 弁        | ①今回整備する雨水ポンプの排水面積は179.7haです。ポンプ能力は排水量7.5m <sup>3</sup> /秒を計画しています。   |           |           |

【予算議案】議第10号 令和3年度中津市一般会計予算

| ページ        | 目  | 節     | 説明欄の事業名              |
|------------|--|-------|----------------------|
| 15         | 衛生使用料  | 清掃使用料 | ごみ処理施設使用料（148,995千円） |
| 質 問<br>(1) | ①ごみ処理施設使用料の積算の根拠、改定時期は、  |       |                      |
| 答 弁        | ①ごみ処理施設使用料は、市民や事業者の皆さんが、中津市クリーンプラザへごみを持ち込んだ際に、その搬入重量に応じて施設使用料をお支払いいただくものです。令和3年度当初予算は、前年度の搬入件数及び搬入量を基に積算しています。家庭ごみの搬入料金は、現行は、10kgあたり66円で、15kg未満は無料となっていますが、15kg未満無料を廃止とする料金改定を反映しています。また、事業ごみは、現行10kgあたり110円から150円への改定を見込んでいます。<br>②家庭ごみの「ごみ袋有料化制度の導入」にあわせて、ごみ処理施設使用料の料金改定を考えています。 |       |                      |

|            |  |
|------------|--|
| 質 問<br>(2) | ①持ち込みごみの料金改定による個人・事業者の影響額、(令和2年度予算額127,658千円、21,337千円の増)<br>②審議会の実施時期の答申「施策の実施時期については、社会情勢などを十分に考慮したうえで決定されるよう要望します。」との整合性は、 |
| 答 弁        | ①影響額は、<br>・家庭ごみの影響額・・・約190万円<br>・事業ごみの影響額・・・約2,000万円<br>②ごみ処理施設使用料の改定は、中津市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、社会経済情勢などを十分に考慮した上で決定します。       |

| ページ        | 目  | 節     | 説明欄の事業名                 |
|------------|--|-------|-------------------------|
| 19         | 衛生手数料  | 清掃手数料 | ごみ処理手数料指定ごみ袋(108,160千円) |
| 質 問<br>(1) | ①ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の積算の根拠<br>②実施時期、手数料の収納時期(お店が袋受入時か販売後の月締めか、)   |       |                         |
| 答 弁        | <p>①指定ごみ袋の対象は、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」です。袋のサイズは、「燃やすごみ」が、10ℓ、20ℓ、30ℓ、40ℓの4種類、「燃えないごみ」が、10ℓ、20ℓ、40ℓの3種類です。手数料の金額は、10ℓ袋10円、20ℓ袋20円、30ℓ袋30円、40ℓ袋40円となっています。</p> <p>この手数料は、審議会からの答申を踏まえ、ごみの排出抑制と減量効果が期待できる水準であることなどを考慮し、1ℓあたり1円で設定しています。</p> <p>②予算は、令和3年10月以降の実施を想定したうえで、6か月分の予算措置をしています。小売店では、ごみ袋有料化制度実施日の少なくとも1ヶ月前から指定ごみ袋の取扱いを始めます。そのため、7ヶ月の取り扱い期間と、各小売店での販売枚数や在庫を見越して、1年間の8割相当の手数料収入を見込んでいます。具体的には、1世帯が1回のごみの排出でごみ袋を1枚使用する場合の、1年間分の使用枚数約470万枚の8割、約380万枚分の手数料を計上しています。なお、サイズごとの使用枚数は、同じサイズを製作している他自治体の製作割合を参考にして算出しています。</p> <p>③ごみ袋の有料化の実施時期は、社会経済情勢などを十分に考慮したうえで決定します。</p> <p>③指定ごみ袋の手数料は、市から販売を委託した取扱い小売店に納品された数量に応じて納入されることとなります。</p> |       |                         |

| ページ        | 目   | 節  | 説明欄の事業名            |
|------------|---|----|--------------------|
| 53         | 雑入  | 雑入 | 廃ペットボトル売払収入(333千円) |
| 57         |   |    | 生ごみキエーロ売払収入(500千円) |
| 質 問<br>(1) | ①廃ペットボトル売払収入のH30決算2,583千円、R元決算401千円、R2年度当初3,168千円に対して、333千円に激減している理由は、<br>②回収量、販売単価の見込み額、<br>③生ごみキエーロ売払収入の販売単価、 |    |                    |

|            |  |
|------------|--|
|            | ④数量、製造原価は、   |
| 答 弁        | <p>①廃ペットボトルは、容器包装リサイクル協会に売却しています。令和2年度当初予算額から大きく減額となった理由は、1トンあたりの引き取り単価が、令和2年度当初予算で、15,840円と見込んでいたものが、令和3年度当初予算では、1,840円と大幅に下落する見込みとなったことによります。この下落の要因は、原油価格の値下がりによる原料価格の低迷や海外への輸出量の減少により、国内での供給量が過剰になったことなどによります。</p> <p>②回収量は、以前、ペットボトルは、びん缶と混合収集していた為、回収量ではなく選別後の製品搬出量でお答えします。令和3年度の製品搬出量は181トンで積算しています。</p> <p>引き取り単価は1トンあたり1,840円で積算しています。</p> <p>③生ごみキエーロの販売価格は、大サイズ5,000円、中サイズ4,000円、キャスター付きの小サイズ4,500円を予定しています。</p> <p>④数量は、大サイズ、中サイズ、小サイズ合わせて100基を予定しています。なお、市民の皆さんがどのサイズを購入するかは分からないため、予算は大サイズ100基分を計上しています。</p> <p>生ごみキエーロの製作単価は、1基当たり約15,000円です。</p> |
| 質 問<br>(2) | <p>①廃ペットボトル売払収入のペットボトル回収にかかる経費は、最近増加しているペットボトルの不法投棄対策は、</p> <p>②生ごみキエーロ売払収入の家庭やごみ総量から見たときのゴミ減量効果は、</p>   |
| 答 弁        | <p>①一般廃棄物収集運搬業務委託料の内、ペットボトルの収集に係る経費は、年間約1,800万円です。</p> <p>不法投棄対策として、令和3年度は、清掃部門を2課体制とし、機能強化を図るとともに、これに環境政策課を加えた3課が連携して、「ごみ減量・資源化」の更なる推進を図るとともに、不法投棄防止対策にも力を入れてまいります。具体的には、不法投棄監視パトロールの日数を、週3日から週6日に増やして強化します。</p> <p>②「生ごみキエーロ」モニターの皆さんへのアンケート調査から、1世帯(2.1人)平均年間約87kgの減量効果があるとの結果を得ています。ごみ減量効果は、100基分で年間、約8.7トンの減量効果となります。</p>   |
| 質 問<br>(3) | ①キエーロ等の生ごみ処理の最終的な目標設定は、  |
| 答 弁        | <p>①「生ごみキエーロ」は、今年度、新たに中型サイズと小型サイズを含めて新たに25名のモニターを追加しました。今年度のモニターには、2月中旬からキエーロをお渡しし、現在、既に使用していただいています。新たなサイズでの減量効果などの実証結果を踏まえながら、令和3年度に計画している生ごみキエーロの販売など普及促進を図ります。「生ごみキエーロ」単体での減量目標は設定しておりませんが、次の施策と一体的に取り組むことで、生ごみ全体の減量を推進します。</p> <p>i. 家庭での水切りの徹底</p>   |

|  |
|--|
| <p>ii. コンポスト化容器の購入補助や段ボールコンポスト資材の配布を継続</p> <p>iii. 令和3年度は、生ごみキエーロの普及促進（100基）</p> <p>iv. 食品ロスの削減について、ミニ集会開催時に食品は買いすぎない、作りすぎないことやおいしく作った料理は食べ切る、月に1度は買い物を控え、冷蔵庫の中に残った食材の消費期限をチェックし、冷蔵庫内で眠っていた食材で料理を作り、食品ロスを出さないようお願いをする。</p> <p>v. 中津市社会福祉協議会と連携して、食べられるにも関わらず廃棄されてしまう「食品ロス」の削減と食品を必要としている個人や子ども食堂などの支援に繋げる「フードバンク nico（ニコ）」の取組み</p> <p>vi. 事業者向けには、「3010 運動」の取組みと併せ、飲食店を対象に食品ロスについてお話をさせていただいており、こうした取組みを通じて生ごみの減量を推進します。</p> |
|--|

| ページ        | 目   | 節        | 説明欄の事業名     |
|------------|---|----------|-------------|
| 151        | 児童措置費   | 負担金補助及び交 | 児童福祉運営事業費   |
| 153        |   | 付金       | 保育対策総合支援事業費 |
| 質 問<br>(1) | <p>①保育士等奨学金返還支援事業費補助金（990千円）の内容、奨学金補助金の実績と見込み、保育士確保の現状は、</p> <p>②保育士就職応援金（1500千円）の目的と内容、期待される効果、積算の根拠、10万円の額設定の根拠、</p> <p>③保育補助者雇上強化事業費補助金（58,325千円）の目的と内容、期待される効果、積算の根拠</p>  |          |             |
| 答 弁        | <p>①奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の私立保育施設等に就職した方が奨学金を返還するために要した費用の一部を補助します。就職後の経済支援を行うことにより、保育人材の確保・定着及び離職防止を目的としています。</p> <p>補助額は、月額5千円、年間6万円を限度に、最高5年間まで補助金を交付します。</p> <p>実績と見込みは、H29年度8名、H30年度3名、R1年度2名 R2年度7名で、累計で現在20名の認定者がおり、今後も増えていく方向と考えています。</p> <p>②保育士就職応援金の目的と内容、期待される効果は、市内の私立保育施設等に新たに保育士として就職する方に対して「就職応援金」を支給することにより、就職間もない保育士の処遇改善を図ることを目的としています。これにより市外指定養成施設から地元施設へのUターン就職促進の支援にもつながり、慢性的な保育士不足の解消が期待されます。</p> <p>積算根拠は、近年の新規採用者数15名を参考にして一人当たり10万円計1,500千円としました。</p> <p>10万円の金額の設定につきましては、他市の事例も参考にし、引越し費用の一部や保育に必要な被服等に充てていただけるよう一人当たり10万円としました。</p> |          |             |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>③保育補助者雇上強化事業費補助金の目的と内容でございますが、保育士の補助を行う保育補助者の雇用に対する補助金を交付します。保育士の業務負担軽減や離職防止を図り、コロナ禍で業務負担が増加している中、保育士本来の業務に専念できる体制を整えることを目的とし、将来的な保育人材の確保につながることを期待されます。</p> <p>積算根拠は、定員 121 人未満が年額で上限 2,333 千円まで、121 人以上が上限 4,666 千円までとなっています。</p> <p>対象施設に意向調査を実施し、2,333 千円が 15 施設、4,666 千円が 5 施設 合計 58,325 千円です。</p> |
| 質 問<br>(2) | <p>①4 月、10 月、2 月時点の待機児童、あきまち児童の状況、</p> <p>②2 月の待機児童を解消するために必要な保育士数、</p>  |
| 答 弁        | <p>①令和 2 年 4 月及び 10 月には待機児童は発生していません、あきまち児童は 4 月が 49 人、10 月が 70 人となっています。令和 3 年 2 月の待機児童は 12 人、あきまち児童が 101 人です。</p> <p>②2 月の待機児童を解消するためには、最大 4 名の保育士確保が必要です。</p>   |
| 質 問<br>(3) | <p>①待機児童解消に向けて、年間を通して保育士を確保する方策の検討は、</p>   |
| 答 弁        | <p>①待機児童解消に向けての方策は、保育人材の確保が必要と考えていますので、既存の「保育士等奨学金返還支援事業」に加え、来年度より「保育士就職応援金」「保育補助者雇上強化事業」の 2 つの新規事業を予定しています。今後は、大分県内や福岡県の指定養成施設及び市内や近隣市町村の高等学校等の他にも幅広い範囲で周知し、制度の認知度向上等を行い保育士確保に努めてまいりたいと思います。</p> <p>また、年度途中の入所の受入についても、引き続き施設にお願いして行きます。</p>  |

| ページ        | 目   | 節   | 説明欄の事業名     |
|------------|---|-----|-------------|
| 179        | ごみ処理費   | 委託料 | ごみ処理一般管理事業費 |
| 質 問<br>(1) | <p>①一般廃棄物収集運搬業務委託料 (283,426 千円) の積算根拠、</p> <p>②容器包装プラスチックごみの収集運搬費は、処理業者に随契か、</p> <p>③指定ごみ袋製作等委託料 (45,930 千円) の内容、積算根拠、発注時期、発注先、</p> <p>④容器包装プラスチック処理委託料 (24,750 千円) の内容、委託先、</p>  |     |             |
| 答 弁        | <p>①令和 3 年度の「一般廃棄物収集運搬業務」は、市民の皆さんからの電話や市民説明会にて、「びん・缶」や「ペットボトル」の収集回数を増やして欲しいとの強い要望に応じて市民サービス向上のため、「びん・缶」の収集を月 1 回から 2 回へ増やし、「ペットボトル」の収集も月 2 回に統一します。また本年度は別に予算化しておりました、古紙古布の収集や、新たに今年の 7 月から「容器包装プラスチック」の分別収集を加えた業務内容になっております。</p> <p>委託料の積算は、人件費や燃料費については収集運搬車両の走行距離、収集時間や収集量の情報や実績を基に、福利厚生費、車両の減価償却費や諸経費も含め、積算しています。また、これまで収集区域やごみの種類によって収集運搬業者を</p> |     |             |

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>分けていましたが、令和3年度から、より効率的な収集運搬を行うために、市内を6エリアに分け、エリア毎に、全てのごみと資源を1社の事業者が収集をいたします。</p> <p>②令和3年度の一般廃棄物収集運搬業務委託費のうち、容器包装プラスチックの収集運搬は7月から開始するため、令和3年度は9ヶ月間で約1,600万円です。</p> <p>容器包装プラスチックの収集運搬は6エリアを担当する各事業者が収集運搬することになります</p> <p>③ごみ袋有料化制度の対象となるごみは、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」です。指定ごみ袋製作等委託料の内容は、この2種類の指定ごみ袋の製作、保管、配送、受注管理、手数料の収納業務などです。</p> <p>予算は、令和3年10月以降の実施を想定したうえで、6か月分の予算を計上しています。具体的には、1世帯が1回のごみの排出でごみ袋を1枚使用する場合の、1年間分の使用枚数約470万枚の指定ごみ袋の製作並びに保管、配送、受注管理及び手数料の収納業務に係る必要な経費を積算して計上しています。なお、指定ごみ袋のサイズごとの使用枚数は、同じサイズを製作している他自治体の製作割合を参考にして算出しています。</p> <p>発注時期は、発注から納品までに約6ヵ月を要することから、ごみ袋の有料化制度の導入時期の検討状況から判断します</p> <p>発注先の決定は、指定ごみ袋の製作、保管、配送、受注管理、手数料の収納業務などを一括で行える事業者を選定する考えです。なお、これらの必要な業務を一括して委託することで、経費を抑えることができると考えています。</p> <p>④容器包装プラスチック処理委託の内容は、選別、資源化（RPF）、資源の運搬を含む委託内容となります。令和3年度は7月からの分別収集を計画しており、9ヵ月分で2,475万円を見込んでいます。</p> <p>処理先につきましては、市内でRPFへ資源化できる施設を備えている事業者を考えています。</p> |
| <p>質 問<br/>(2)</p> | <p>①指定ごみ袋製作等委託料の店舗への配送はだれか、指定袋は小口での配送か、大口での配送か、無料配布枚数は、その内訳</p> <p>②容器包装プラスチック処理委託料の処理方法、入札の競争性の確保は、manifestの提出は、</p>   |
| <p>答 弁</p>         | <p>①店舗への配送は一括で委託した事業者が行います。また、店舗からの指定ごみ袋の発注を随時受け付け、在庫を抱えすぎないで良いように、小口配送を予定しています。</p> <p>生活保護受給世帯へ年間使用見込み枚数の1/2を無料配布します。単身世帯へは20リットル袋を、複数人世帯へは30リットル袋を、それぞれ、「燃やすごみ」の袋を年間60枚、「燃えないごみ」の袋を年間10枚、計70枚を無料配布します。年間では約6万枚の配布となる見込みです。また、これまでと同様に、「きれまち隊」に登録していただくなど、ボランティアでの清掃活動を行っていただく皆さんへ専用のごみ袋を無料配布します。</p> <p>②プラスチックは、RPF（固形燃料）に再生し主に製紙工場の燃料となりま</p>  |

|  |
|--|
| <p>す。現段階でゴミとして燃やさず資源化を行う為に、民間事業者で RPF 化（固形燃料化）します。</p> <p>容器包装プラスチックを資源化できる施設を有している近隣の事業者は、市内の 1 事業者のみであるため随意契約を考えています。</p> <p>契約につきましては、詳細な設計を行い適正な価格で契約をおこないます。</p> <p>市が家庭から回収した容器包装プラスチックは一般廃棄物であるため、産業廃棄物処理する場合に必要なマニフェストでの管理は義務づけられていませんが、市では、適正に R P F 化されているかを現地確認するとともに、搬出された R P F が代替燃料としてきちんと利用されていることを確認することとしています。</p> |
|--|

| ページ       | 目   | 節              | 説明欄の事業名    |
|-----------|---|----------------|------------|
| 183       | リサイクル推進費  | 委託料、負担金補助及び交付金 | リサイクル推進事業費 |
| 質問<br>(1) | <p>①生ごみキエーロ製作委託料（1,592 千円）の内容、委託先、販売価格</p> <p>②生ごみコンポスト化容器購入費補助金（75 千円）の対象容器、件数、補助の内容、</p>  |                |            |
| 答 弁       | <p>①生ごみキエーロの製作委託料の内容は、木材など材料の仕入、キエーロの作製です。キエーロの主な材料となる木材は、市産材の間伐材を利用します。単価は、1 基当たり 15,916 円で 100 基製作委託します。</p> <p>市内の障がい者の就労支援施設への委託を予定しています。</p> <p>販売価格は、大サイズ 5,000 円、中サイズ 4,000 円、キャスター付きの小サイズ 4,500 円を予定しています。</p> <p>②生ごみコンポスト化容器購入補助金の対象容器は、屋外型、屋内型の容器になります。令和 3 年度は、30 基を見込んで予算計上しています。</p> <p>補助の内容は 1 世帯 2 基まで、1 基あたり 2,500 円を上限に、購入価格の 2 分の 1 の額を補助金として交付します。</p> |                |            |
| 質問<br>(2) | <p>①生ごみキエーロ製作委託料の希望者が多い場合の対応、</p> <p>②生ごみコンポスト化容器購入費補助金の電気式やミミズコンポストは補助対象か、</p> <p>③家庭やごみ総量から見たときのゴミ減量効果は、</p>  |                |            |
| 答 弁       | <p>①要望の状況を見まして必要であれば補正予算を検討します。</p> <p>②電気式、ミミズコンポストにつきましては、補助対象としていません。</p> <p>電気式は、以前補助対象としていましたが、故障が多く、また、電気の使用料が大きく電気代がかかり、温室効果ガス削減にも寄与しないということなどから、廃止とさせていただきます。ミミズコンポストは、維持管理が難しいため、おススメはしていません。</p> <p>③生ごみコンポスト化容器は、平成 16 年度から令和 2 年度 1 月までの 17 年間で、622 基分の補助金を交付しています。その 622 基分の減量効果は、生ごみの年間排出量から推計する 1 世帯 1 日あたりの生ごみ排出量約 436 g から計算し</p>                          |                |            |

|  |   |
|--|---|
|  | て、年間約 100 トンの減量効果となります。令和 3 年度は 30 基の交付を予定しており、年間約 5 トンとの減量効果となります。 |
|--|---|

| ページ        | 目  | 節 | 説明欄の事業名           |
|------------|--|---|-------------------|
| 247        | 街路事業費  |   | 街路事業費 (88,131 千円) |
| 質 問<br>(1) | ①宮永角木線の市及び県工事分の進捗率、<br>②完成予定年度は、   |   |                   |
| 答 弁        | ①宮永角木線整備事業における市事業分の施工区間は、福澤旧居付近交差点から閻無浜神社までの延長約 500m です。令和 2 年度末までの進捗につきましては、事業費ベースで約 43% の予定となっています。<br>次に県事業分の施工区間は、市事業分の続きで閻無浜神社から県道中津高田線までの延長約 130m です。令和 2 年度末までの進捗につきましては、事業費ベースで約 30% の予定と伺っています。<br>②地元の協力を得て順調に事業が進んでおり、市及び県工事ともに令和 8 年度末の完成を予定しています。 |   |                   |
| 質 問<br>(2) | ①道路の高質化（グレードアップ）の計画、<br>②一番橋の景観形成は、  |   |                   |
| 答 弁        | ①宮永角木線の高質化は、補助事業の採択要件を含め、県と協議を行っている状況です。<br>②一番橋周辺に設置されている橋名柱・石碑・案内看板等は、地域の声も聞きながら、移設できるものは出来る限り移設を行い、現在の風景を残すように考えています。   |   |                   |

| ページ        | 目  | 節   | 説明欄の事業名 |
|------------|--|-----|---------|
| 297        | 公民館費   | 委託料 | 公民館事業費  |
| 質 問<br>(1) | ①測量設計委託料、実施設計委託料の耶馬溪公民館の整備方針<br>②総事業費、財源は、   |     |         |
| 答 弁        | ①現在の耶馬溪公民館は、建設から 48 年が経過し老朽化が進んでおり、過去の水害の際には一部が浸水するなど安全面の課題も抱えています。こうしたことから、建替えのための測量・実施設計に係る経費を来年度予算に計上し、整備に着手するものです。<br>整備概要は、今後、地元等と協議・調整を進めますが、現時点で想定しています大枠の内容について答弁します。<br>まず、用地については、耶馬溪支所管内の各地域からのアクセスを考慮し、現地での建て替えを想定しています。また、浸水対策として過去に浸水した部分の土地について嵩上げ造成工事を実施する予定です。<br>②総事業費は約 3 億円を見込み、財源は過疎債を想定しています。ただし、事業費は今後の地元協議や設計内容によって変動する可能性があります。 |     |         |
| 質 問<br>(2) | ①建設の年次計画、用地の範囲、<br>②支所・サイクリングターミナルとの複合的な整備の検討は、  |     |         |

|     |   |
|-----|---|
| 答 弁 | <p>①整備スケジュールは、現公民館の利用を継続しつつ、令和4年度から解体・造成工事に入り、令和6年度までにすべての工事を完了する計画です。</p> <p>②「中津市公共施設総合管理プラン」の基本方針では、「機能の複合化」や「必要最小限の更新」が示されています。これに沿って、新たな耶馬溪公民館は隣接する支所庁舎の一部も活用し、適正な施設規模で複合的な整備を進める方針です。</p> <p>また、生涯学習機能の他にも、災害時の避難所としての防災機能の強化、さらにはサイクリングターミナルなど周辺施設の機能の集約も視野に入れていきます。</p> <p>今後、地元の意見も伺いながら、住民にとって利用しやすい暮らしの地域拠点となるよう調整を進めていきたいと考えています。</p> |
|-----|---|

【予算議案】議第21号 令和3年度中津市下水道事業会計予算

| ページ        | 目  | 節                    | 説明欄の事業名                    |
|------------|--|----------------------|----------------------------|
| 37         | 建設改良費  | 管渠建設改良費<br>ポンプ場建設改良費 | 1,017,170 千円<br>195,000 千円 |
| 質 問<br>(1) | ①管渠建設改良費の雨水管きょ関係の事業内容、各事業の完成予定年度<br>②角木雨水ポンプ場建設改良費の内容、   |                      |                            |
| 答 弁        | ①管渠建設工事費の雨水管きょ関係の事業内容は、牛神湯屋雨水幹線の用地等の補償と工事を予定しています。完成予定年度としましては、用地取得などがあり、不確定な部分もありますが、令和6年度の完成を目指しています。<br>②角木雨水ポンプ場建設改良費の事業内容は、角木雨水ポンプ場の整備に伴う用地境界測量等の委託と用地等の補償を予定しています。 |                      |                            |
| 質 問<br>(2) | ①角木雨水ポンプ場の完成予定年度、<br>②総事業費、財源内訳、交付金の補助率は、  |                      |                            |
| 答 弁        | ①角木雨水ポンプ場の完成予定年度は、今後用地取得などもあり、不確定な部分もありますが、令和7年度の完成を目指しています。<br>②ポンプ場建設改良費の総事業費としましては、33億円です。財源としましては、防災・安全社会資本整備交付金(50%)を活用予定です。補助裏は下水道企業債で対応予定です。交付税措置は、42%となっています。    |                      |                            |

【条例議案】議第42号第 中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例等の一部改正について

| ページ        | 目   | 節 | 説明欄の事業名 |
|------------|---|---|---------|
| 110        |   |   |         |
| 質 問<br>(1) | ①条例第22条の2の「指定ごみ袋に収納させることが適当でないもの」とは、<br>②指定ごみ袋の交付場所は、<br>③27条後段の「当該減免を受けた者に指定ごみ袋を交付することができる」の |   |         |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>減免を受けたものとは、</p> <p>④附則 1 の施行期日はいつか、</p> <p>⑤附則 2 の準備行為とは、説明会等の準備行為の開始時期は</p>   |
| 答 弁        | <p>①有料化の対象品目は、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」の2種類です。</p> <p>現在、「燃やすごみ」の中に資源となるごみが約16%混じって排出されており、「びん・缶」、「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」などの資源ごみを有料化の対象から除外することで適正分別の徹底に繋げる考えです。ごみ袋の有料化の制度導入の目的は、ごみ減量・資源化の推進ですが、「燃やすごみ」の中には、減らしたくてもどうしても減らすことができないごみがあります。これらの減らしたくても減らすことのできないごみを、「指定ごみ袋に収納させることが適当でないもの」としています。</p> <p>具体的には、育児や看護・介護等で使用する『紙おむつ』、『ストーマ用装具』、『腹膜透析液の空袋』、『草・落ち葉』です。これらは、指定ごみ袋ではなく、45ℓ以下の透明のごみ袋に入れて排出していただくことができます。また、これまでどおり、地区清掃やボランティア清掃については、「中津市きれまち隊」に登録していただくなど、専用のごみ袋を配布します。</p> <p>②指定ごみ袋は、市内のスーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店などのほか、店舗の少ない地域については、婦人会や JA、郵便局などの市民の皆さんが購入しやすい場所を考えています。</p> <p>③減免を受けた者とは、生活保護受給世帯です。</p> <p>④ごみ袋有料化制度の導入にあたり、市民の皆さんへの十分な周知・啓発の期間を確保するとともに、指定ごみ袋の製作、流通・保管販売などの準備に要する期間を考慮し、令和 3 年 10 月以降の実施を想定しています。</p> <p>なお、その決定にあたっては、社会経済情勢などを十分に考慮して判断します。また、ごみ袋有料化の実施日を決定した場合は、議会全員協議会によりご説明申し上げますとともに、市民、事業者の皆さんへの周知期間を十分に確保し、丁寧に説明してまいります。</p> <p>⑤附則第 2 条における準備行為とは、指定ごみ袋の交付のことです。</p> <p>ごみ袋有料化制度の実施となる条例の施行日は、規則で定めることとなりますが、実施日の少なくとも 1 ヶ月前から指定ごみ袋の取扱いを始めることとなります。その場合は、条例の施行日より前に、指定ごみ袋の購入による一般廃棄物処理手数料の徴収となりますので、条例に準備行為として規定するものです。</p> <p>なお、市民、事業者の皆さんへの周知・啓発につきましては、施行日決定後に、市民説明会やミニ集会、市報、ホームページ、チラシの配布、ごみ集積所への掲示など、あらゆる手段を用いて実施します。</p> <p>また、施行日を決定するにあたっては、周知期間を十分に確保したうえで決定します。</p> |
| 質 問<br>(2) | <p>①減免対象者は生活保護世帯のみか、生活困窮者、住民税非課税世帯まで拡大の検討は、</p> <p>②施行期日と審議会の実施時期の答申との整合性、</p>  |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>③住民合意の方法は、</p> <p>④条例施行の目途が立っていない中で、今議会に条例を提出した理由は、</p> <p>⑤実施が来年4月以降にずれ込む見通しでも今年度に準備行為を開始するのか、</p> <p>⑥規則で定めるのではなく、議決が必要な条例で定めるなどの検討は、</p>  |
| <p>答 弁</p> | <p>①負担軽減世帯として、手数料の減免を公平に決定するためには、その資力の活用状況などを客観的に計る必要があります。負担軽減世帯として、生活保護受給世帯とした理由は、その資産や能力等すべてを活用するとともに、公的年金や児童扶養手当などの公的手当を受給してもなお生活に困窮する経済状態であることが明らかであることによります。したがって、負担軽減世帯について、最後のセーフティネットである生活保護受給世帯としています。</p> <p>なお、指定ごみ袋は、ごみ処理の手数料として市民の皆さんに購入していただくものでありますが、減らしたくてもどうしても減らすことのできない『紙おむつ』や、『草・落ち葉』などを有料化の対象外とするなど、市民の皆さんの負担を軽減する工夫もしています。市民の皆さんには、ごみの適正分別や排出抑制に努めていただき、できるだけ小さいサイズの、少ない枚数の指定ごみ袋を使用することで、費用負担の軽減にも繋がることを丁寧に説明してまいります。</p> <p>②審議会からの答申に“社会経済情勢などを十分に考慮して”とする意見を付記されており、その答申に基づき、実施日は慎重に判断します。</p> <p>③審議会からの答申を受け、循環型社会の形成を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、ごみ減量・資源化を推進するためには、容器包装プラスチックの分別収集、生ごみキエーロの普及促進、ごみ袋の有料化制度など、これらの施策の一体的な取り組みが必要だと考えています。</p> <p>審議会は、市民、事業者、廃棄物処理業者、学識経験者で構成され、各委員が、それぞれ市民としての視点、事業者としての視点、そして専門的な立場からのご意見を積極的に意見交換いただきながら、中津市のごみ減量・資源化を推進する施策について、中津市の将来を見据えて議論を重ねていただきました。その過程では、令和2年10月に、延べ59回にわたり市民説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんからも広くご意見をいただきました。</p> <p>市民説明会及びミニ集会には1,089名の皆さんにご参加いただき、ごみ袋の有料化については、賛否を含め様々なご意見をいただきました。参加者のうち、アンケートにご回答いただいた957名の方の、ごみ袋有料化に係るアンケート結果は、「実施すべき」が約43%、「やむを得ない」が約49%で、「実施すべき」「やむを得ない」を合わせると約92%、そして、「反対」が約8%の状況でした。アンケートに答えていただいた約9割の市民の皆さんが有料化について、理解をいただいているのは、単に“ごみ袋の有料化”のことだけでなく、説明を聞き、本市のごみ処理の現状等やごみ減量・資源化推進の必要性をご理解いただいたうえでの回答と受け止めております。</p> <p>審議会は市民説明会でのこうした意見も踏まえた上で、最終的に審議会としての意見をまとめ、答申をいただきました。</p> |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <p>これまでの審議会での審議や答申、そして市民説明会やミニ集会、パブリックコメントの結果から、容器包装プラスチックの分別収集、生ごみキューロの普及促進、ごみ袋有料化制度の導入などの一体的な取組みの実施について、市民の皆さんに一定の理解を得ているものと考えています。</p> <p>一方で、ごみ収集の無料継続の署名をされていることも承知しております。市民説明でのアンケートに回答していただいた皆さん、無料化継続の署名をされた皆さん、いずれも市民の皆さんの貴重なご意見と受け止めており、引き続き、市民の皆さんに中津市のごみの現状や課題などをきちんとお伝えする中で、ごみ減量・資源化の更なる推進の必要性をご理解いただくことが重要と考えており、その上で、ごみ袋の有料化制度導入などについても丁寧に説明をまいります。</p> <p>④実施時期については、社会経済情勢などを十分に考慮した上で決定することとしており、条例の施行日は規則で定めるとしてしております。これは、審議会からの答申に基づき、本市のごみ減量・資源化施策を一体的に推進するにあたり、施策の方向性や制度の内容をできるだけ早く明らかにし、ご議論いただくと共に、制度の内容などについて、市民の皆さんへご説明申し上げ、また、必要な準備を一つひとつ着実に進めるためのものです。</p> <p>⑤本市のごみ減量・資源化施策の一体的な推進に向けて、必要な準備を一つひとつ着実に進めてまいります。また、それと並行して、市民の皆さんに中津市のごみ処理の状況や課題などを、さらに理解していただくために、ミニ集会や市報、ホームページなどを活用し、ごみの適正分別の徹底や排出抑制、ごみ減量・資源化施策の一体的な取組みなどの啓発活動に努めてまいります。</p> <p>⑥本市では、ごみ減量・資源化推進が喫緊の課題です。</p> <p>施策の実施日の決定にあたっては、審議会の答申に基づいて、社会経済情勢などを十分に考慮することとしています。その上で、例えば校区ごとの開催を計画している市民説明会などは、実施日決定後に直ちに取りかかる必要があります。そうした市民の皆さんへの周知など準備にかかる期間を十分に確保するために、施行日を規則で定めることとしたものです。</p> |
| <p>質 問<br/>(3)</p> | <p>①コロナ禍が終息し市民生活や経済活動が平常時にもどるまで施行しないと断言できるのか、</p>  |
| <p>答 弁</p>         | <p>①新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言の解除、新型コロナウイルスの新規感染者の減少など、市民の皆様が日常生活を送る上で心配のない状況となることが必要だと考えています。</p> <p>今後も感染状況の動向をしっかりと把握し、保健所、医療機関その他関係機関と緊密な連携を取り、感染拡大の防止に向けて適切な対応に努めるとともに、地域経済の再活性化、「新しい生活様式」への対応や支援等にも取り組みながら、実施時期の判断を行う考えです。</p>   |

※この議案質疑議事録（抜粋）は大塚個人が作成したもので、正式な議事録は中津市議会作成の議事録を参照してください。